



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 10 月 15 日 (火曜日) 号外 第 40 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1 年 64,800 円

目 次

選挙管理委員会告示 令和 6 年 10 月 27 日 執行の最高裁判所裁判官国民 審査に用いる投票用紙の様式	1
--	---

○令和 6 年 10 月 27 日 執行の最高裁判所裁判官国民 審査における宮崎県審査分会長及び同職務代理 者の選任	1
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の最高裁判所裁判官国民 審査における宮崎県審査分会の場所及び日時	1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 一般の投票用紙

中	石	平	今	宮	尾	×を 書く 欄 裁 判 官 の 氏 名 宮崎県選 挙管理委 員会之印
村	兼	木	崎	川	島	
慎	公	正	幸	美	津	第二十六回 最高裁判所裁判官 国民審査投票 注意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。 意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。 二 やめさせないと思う裁判官については、何も書かないこと。 注
博	洋	彦	子	明		

備考

- 1 大きさは、たて 9.1センチメートル、よこ12.8センチメートルとする。
- 2 うぐいす色の用紙に黒刷とする。
- 3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

2 点字用投票用紙

第二十六回 最高裁判所裁判官国民審査投票 注意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。	宮崎県選 挙管理委 員会之印
--	----------------------

備考

- 1 大きさは、たて 9.1センチメートル、よこ12.8センチメートルとする。
- 2 うぐいす色の用紙に黒刷とする。
- 3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

宮崎県選挙管理委員会告示第47号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の最高裁判所裁判官国民審査における宮崎県審査分会長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

審 査 分 会 長		審査分会長の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
宮崎県宮崎市	茂 雄二	宮崎県宮崎市	小園 真二

宮崎県選挙管理委員会告示第48号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の最高裁判所裁判官国民審査における宮崎

県審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和6年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 場所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室

2 日時 令和6年10月29日 午前11時から